七　共済契約者が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約（当該定置網が敷設される位置における当該定置網を共済目的とする漁業施設共済の共済契約に限る。以下この号において同じ。）を締結していた場合における基準率は、表に掲げる率により得た率（同表備考第五号又は前号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第五号又は前号によって得た率）に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　当該共済契約者が締結していた直前の共済契約（以下この条において「直前契約」という。）により漁業共済組合から当該漁業施設共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合　当該直前契約に係る等級（直前契約の基準率を算出するために乗じた次の表の下欄に掲げる割合に応ずる同表の上欄に掲げる等級をいい、直前契約の共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していない場合における当該直前契約にあっては、五等級とする。以下この号において同じ。）から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、一等級）が属する同欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式である場合にあっては、百分の百）

ロ　直前契約により漁業共済組合から当該漁業施設共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合　当該直前契約に係る等級に四を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が十二等級、十三等級、十四等級又は十五等級の場合は、十五等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式である場合にあっては、百分の百）

区分	割合
一等級	百分の八十
二等級	百分の八十五
三等級	百分の九十
四等級	百分の九十五
五等級	百分の百
六等級	百分の百五
七等級	百分の百十
八等級	百分の百十五
九等級	百分の百二十
十等級	百分の百二十五
十一等級	百分の百三十
十二等級	百分の百三十五
十三等級	百分の百四十
十四等級	百分の百四十五
十五等級	百分の百五十

八　法第九十三条第一項第一号、第三号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第四号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第六号又は第七号（これらの規定を法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときの前号の規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

九　法第百三十六条の三第一項の継続申込特約がある場合の基準率は、表に掲げる率により得た率（同表備考第五号から第七号までによって得た率）に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

3　漁業施設共済のうちまき網を共済目的とする共済契約に係るものの法第百三十三条第二項の基準率は、次の表の上欄に掲げる分損特約の有無及び塡補方式に応じ同表の下欄に掲げる率に共済責任期間の各月の数を乗じて得た率（共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月の共済責任期間の日数が一月に満たない場合（共済責任期間が一年間である場合を除く。）にあっては、当該同表の下欄に掲げる率に当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月以外の当該共済責任期間の各月の数を乗じて得た率と当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月につき当該同表の下欄に掲げる率を日割で計算して得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とを合算して得た率）とする。

分損特約の有無及び塡補方式		率（%）
分損特約がある場合	通常塡補方式	二・〇七
	地震等限定塡補方式	〇・〇九
	地震等限定低塡補方式	〇・〇三
分損特約がない場合	通常塡補方式	〇・六六
	地震等限定塡補方式	〇・〇九
	地震等限定低塡補方式	〇・〇三